

京都市告示第 330 号

京都市ラクト健康・文化館条例第4条ただし書きの規定に基づき開館時間及び受付時間を下記のとおり臨時に変更する。

平成19年12月21日

京都市長 梶本 頼兼

記

期間	区分		開館時間	受付時間
平成19年12月25日(火)から12月29日(土)まで	コミュニティルーム以外の施設	変更後	午前9時から午後10時まで	午前9時から午後9時まで
		現行	午前9時30分から午後10時まで	午前9時30分から午後9時まで
	コミュニティルーム	変更なし		

(建設局都市整備部拠点整備課)